

西宮市議会傍聴規則〔昭和47年5月1日〕 西宮市議会規則第1号

〔 沿 革 〕

昭和56年6月17日 議会規則1号[1]

平成9年2月24日 議会規則1号[2]

平成28年5月17日 議会規則1号[3]

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席および報道関係者席に分ける。

(傍聴券等の交付)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴券または傍聴章の交付を受けなければならない。

(傍聴券)

第4条 傍聴券の種別は、一般傍聴券および議員の紹介による傍聴券とする。

- 2 一般傍聴券は、会議当日所定の場所で先着順により交付する。
- 3 議員の紹介による傍聴券は1議員1枚とし、議員を通じあらかじめ交付する。
- 4 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。

(傍聴章)

第5条 傍聴章は、報道関係者および西宮市職員で、議長が特に必要があると認める者に交付する。

- 2 傍聴章の交付を受けた者は、当該会期を通じて傍聴することができる。

(傍聴券への記入)

第6条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に住所、氏名および年齢を記入しなければならない。

(傍聴人の入場)

第7条 傍聴人が入場しようとするときは、傍聴人入口で傍聴券または傍聴章を係員に提示しなければならない。

(傍聴券等の提示)

第8条 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券または傍聴章を提示しなければならない。

(傍聴券等の返還)

第9条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは返還しなければならない。

2 傍聴章の交付を受けた者は、当該会期が終つたときは返還しなければならない。

(一般席の定員)

第10条 一般席の定員は、85人とする。〔2〕

2 傍聴人が前項の定員に達したときは、傍聴券または傍聴章を所持する者でも入場させないことがある。

(議場への入場禁止)

第11条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第12条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持つている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持つている者
- (5) 笛、ラツパ、太鼓その他楽器の類を持つている者
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、または人に迷惑を及ぼすおそれが顕著に認められる者

〔1〕

2 監督の付添わない12歳未満の者は、傍聴席に入ることができない。

(傍聴人の守るべき事項)

第13条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑しその他騒ぎたてないこと。
- (3) はち巻、たすきの類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときはこの限りでない。
- (5) 飲食または喫煙をしないこと。

- (6) みだりに席を離れまたは不体裁な行為をしないこと。
- (7) 携帯電話、パソコンその他の音を発する機器の電源を切ること。
- (8) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱しまたは会議の妨害となるような行為をしないこと。

[3]

(写真、映画等の撮影および録音等の禁止)

第14条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影しまたは録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者はこの限りでない。

(傍聴人の退場)

第15条 傍聴人は、秘密会を開く議決があつたときは、すみやかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第16条 傍聴人はすべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第17条 法第130条第1項および第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときはこれを退場させることができる。

2 退場を命ぜられた者は、その日の会議が終るまで入場することができない。

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は議長が決定する。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 西宮市議会傍聴人取締規則（昭和22年7月30日議決）は、廃止する。

付 則（昭和56年6月17日西宮市議会規則第1号 [1]）

この規則は、昭和56年6月17日から施行する。

付 則（平成9年2月24日西宮市議会規則第1号 [2]）

この規則は、平成9年2月24日から施行する。

付 則（平成28年5月17日西宮市議会規則第1号 [3]）

この規則は、平成28年5月17日から施行する。